

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

浅井良夫

一 問題の所在

一般に銀行制度の発展とともに大衆貯蓄預金が銀行に流入するようになるが、早激な資本形成を課題とした後進資本主義国日本は当初から意欲的に大衆貯蓄預金の吸収を行なつた。大衆貯蓄預金吸収機構は、日本の信用構造の特殊性に規定されて、国家貯蓄機関 \parallel 郵便貯金制度と民間貯蓄預金専門機関 \parallel 貯蓄銀行を両軸とする構成をとつた。すなわち、民間資本の形成が著しく遅れたわが国においては国家資本ないし国家貸付資本が補完的役割を果さねばならず、その資金を得るために郵便貯金制度が活用された。イギリスで産業資本確立後に出現した郵便貯金制度が日本では資本主義の出発点で早くも導入されたことは特徴的である。また、貯蓄銀行が株式会社制度をとり、西欧の公営・財団型と様相を異にするのも、大衆貯蓄預金の吸収が営利事業として成り立つ状況（強い資金需要）があつたからに他ならない。

一八九〇年の貯蓄銀行条例制定の当時から一貫して政府は貯蓄銀行業務を普通銀行が兼営することは好ましく貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

ないとし、大衆貯蓄預金の取扱は貯蓄銀行固有の業務であるべきとする分業主義的方針を堅持した。周知のように、わが国の信用体系は商業信用の未確立のままに固定信用の供給体系として整備されたために、内実は極めて脆弱であった（いわゆる「機関銀行」）。信用体系の脆弱性は銀行一般に対する大衆の著しい不信任感を招き、恐慌時の銀行破綻は決して大衆による強烈な取付けが発端となった。急速な資本主義化は零細貯蓄預金までも根こそぎ動員することを要請したにもかかわらず、零細預金の吸収が信用機構の不安定性を増大させるという、ディレンマは政府の官僚によって深刻に認識され、大衆の零細貯蓄預金を営業性預金から分離し、政府の強力な規制下に置こうとしたのである。

しかし、政府の規制強化は銀行の営利性を狭めるので、銀行の利潤追求意欲と矛盾せざるをえず、政府と銀行資本家との長い確執が始まった。すなわち一八九〇年に公布された取締性格の強い貯蓄銀行条例は銀行資本の圧力によってわずか五年後の一八九五年に修正され、完全に骨抜きにされた。^{（註）} 政府が日清・日露戦後に二度にわたって提出した規制的性格の濃厚な条例改正案も銀行資本の圧力のために実現には至らず、ようやく一九二一年公布（一九二三年施行）の貯蓄銀行法によって貯蓄銀行条例の当初の精神が甦った。大衆貯蓄預金の代表的形態であった普通貯金・据置貯金・定期積金の三種の貯金の取扱いは貯蓄銀行の独占的業務となり、普通銀行等他の銀行の取扱いが禁止されるとともに、資金運用等に厳しい制約が課せられた。

郵便貯金制度と貯蓄銀行を車の両輪として展開された戦前期の大衆貯蓄預金の歴史において、貯蓄銀行法の成立がエポック・メイキングな出来事であったことは言う迄もない。しかし、貯蓄銀行法成立の歴史的意義をどう把握するかについては諸家の間に重大な意見の相異が存在する。

第一の見解は、貯蓄銀行法は国家貯蓄機関⇨郵便貯金への大衆貯蓄預金の集中をもたらしたとする白井規矩穂氏の説である。

「民間に於ける脆弱貯蓄銀行の広汎なる存在は、勤儉貯蓄奨励に於ける国家機関の役割を一層大ならしむると共に、国家機関への零資集積の加速度的發展を促進するといふ二重の關係を生ぜしめたのである。」⁽³⁾

「コンツェルン系有力銀行の此の方面への進出は積極的でなかつたから、集中過程は爰では民間の中小貯蓄機関から国営貯蓄機関の方向への資金の集中として現はれたのである。」⁽⁴⁾

「政府が『健全』に重きを置いて民間貯蓄銀行の監督を強化する限り其の發達は萎縮せざるを得ず、量的發展促進の爲めに監督を寛大にすればそれと並行して投機的脆弱性の増大を免れ得なかつた。」⁽⁵⁾

「聽て歐洲大戰後の大正十年には一般資本の集中、又た折からの不況襲來を背景として健全政策への復帰が實現されたのである。」⁽⁶⁾

ここでは、「健全本位の政策」と「量的發展促進策」とが二律背反として把えられており、貯蓄銀行法は民間貯蓄銀行の發達を「萎縮」させ、国家貯蓄機関⇨郵便貯金への資金の集中を促進したと主張されている。⁽⁷⁾

これに對して、第二の見解は貯蓄銀行法の意義を貯蓄銀行間の資本集中の促進に求める説である。この説は郵便貯金について直接に言及はしていないが、「独占」という言葉に含まれる積極的なニュアンスを考えるならば、貯蓄銀行法成立が貯蓄銀行の發展を阻害し、郵便貯金の發展を促したとの立場に批判的と見て良いだろう。まず、加藤俊彦氏の説を紹介しよう。

「貯蓄銀行法は貯銀の健全性確保、預金者保護を当面の目標として制定されたものであろうが、そのもつ歴史的意義はむしろ、貯銀の集中を促進し独占資本の制覇過程をおしすすめた点にあるといえよう。とくにそれが強制的な集中促進策

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

としての性格をもっていたことは、のちの同様の性格をもつ信託業法や銀行法の先駆をなしたという点で重要な意義をもつてゐる。⁽⁸⁾

加藤説はやや一般論にすぎで、厳しい制約条項にもかかわらず何故貯蓄銀行が発展したのかなどの点が必ずしも明らかにされていない。この点をさらに踏み込んで分析を加えたのが進藤寛氏である。

「零細預金者保護のために制定された新法を貫いている理念は、①分業主義(貯蓄業務は貯蓄銀行の専業とし、かつ業務内容を制限すること)、および②一県一主義(同一県内の貯蓄銀行を合同して一行にまとめること)であった。しかも分業主義と一県一主義は、分ちがたく結び付いていた。分業主義は、主として業務に対する厳格な法的規制(とくに資金運用制限)の形であらわれ、それを支える枠組みとして地方貯蓄銀行における『地方的独占』の形成を促進することが、一県一主義であった。この二つの理念によって政府、有力銀行が達成しようとしたのは、貯蓄銀行制度の改善によって零細預金者保護の実を挙げ、独占段階におけるわが国信用制度の底辺部(貯蓄銀行制度)を整備・補強することであった。」⁽⁹⁾

「分業主義と一県一主義の理念のもとで、安全・確実な零細貯蓄機関を作り、信用制度を安定させる試みは、ほど期待通りの成果をあげたとみてよい。」(傍点は原文通り)⁽¹⁰⁾

すなわち、進藤氏によれば、貯蓄銀行法は地方貯蓄銀行における「地方的独占」を上から形成せしめ、信用体系の脆弱なる底辺部を強化する役割を果たしたのである。法的規制は地方貯蓄銀行の衰退を招かなかつたばかりか、逆に安定的発展を可能ならしめた。以上の論理は明快であるが、進藤氏の論文では貯蓄銀行法が都市の独占的貯蓄銀行形成に直接的効果を及ぼしたのか、あるいはその効果は直接的には地方にのみ限定されるものだったのかは明白でない。⁽¹¹⁾

このように、貯蓄銀行法の意義について正反対とも言える二説が併存するのは、貯蓄銀行及び郵便貯金制度（預金部）に関する研究の薄さに原因があることは勿論であるが、同時に従来の研究が貯蓄銀行と郵便貯金制度を別個に論じ、預金構造・預金政策の面から統一的に見て来なかったことにも問題があるように思える。そこで、本稿では一九二一年貯蓄銀行法の意義をその前後の時期の預金構造・預金政策との関連で明らかにしてみたい。

註

- (1) 預金源泉から分類した三つの預金形態、すなわち(i)流通信用の中で生ずる退職貨幣、(ii)生産資本の転化形態である退職貨幣、(iii)社会各層の個人所得から生ずる退職貨幣のうち、貯蓄預金は第三のものをさす(渡辺佐平『金融論』「一九五四年」一八一～一八七頁)。貯蓄預金には地主・資本家の個人所得も、労働者・小生産者の個人所得も含まれる。本稿で対象とするのは後者であり、貯蓄預金一般と区別して大衆貯蓄預金ないし零細貯蓄預金と呼ぶことにする。前者の貯蓄預金の主要な存在形態は定期預金であり、銀行預金全体に占める定期預金の比重の大なることは、わが国預金構造の特質をなしていた(飯淵敬太郎『日本信用体系前史』「一九四七年初版、一九七七年再版」一〇頁)。これは、資本主義形成・確立過程における前期的高利貸資本および地主的剰余の役割の大きさを示すものである。しかし、定期預金には貯蓄預金だけでなく、前記の第二の預金形態も含まれており、とくに「家計」と「経営」が完全には分離されていない戦前期について両者を区別するのはむしろかしい(拙稿「一九二〇年代における三井銀行と三井財閥」『三井文庫論叢』第一号「一九七七年一月」二七二～二七三頁参照)。

- (2) 加藤俊彦「貯蓄銀行条例をめぐる諸問題」土屋喬雄教授還暦記念論文集『資本主義の成立と発展』(一九五九年)所収、参照。

- (3) 白井規矩稚『日本の金融機関——其の生成と発展』(一九三九年)一四二頁。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

- (4) 同右書、一四二頁。
- (5) 同右書、一四八頁。
- (6) 同右書、一四九頁。

(7) 白井説は、大内兵衛氏の著名な論文「郵便貯金における小市民性と社会性との矛盾」(一九三一年)の見解を受け継いでいる。同論文は、貯蓄銀行法自体については触れていないが、郵便貯金と貯蓄銀行の関係を次のように扱えた。

「日本は当初から民営貯蓄銀行との競争主義を断乎として採用してきたと云って差支がない。そしてそれが日本の郵便貯金制度をして今日の如き独占的地位を獲得せしめた根本的な理由であったのだ。」(『大内兵衛著作集』第四巻「一九七五年」三五五頁)

(8) 加藤俊彦『本邦銀行史論』(一九五七年)三一八頁。

(9) 進藤寛「兩大戦間における地方貯蓄銀行と地方銀行」『地方金融史研究』第八号(一九七七年三月)二五～二六頁。

(10) 同右論文、五三頁。

(11) 論文のコンテキストからは、地方貯蓄銀行の安定↓都市大貯蓄銀行を含めた貯蓄銀行全体の社会的信用の増大という間接的な形での独占的都市貯蓄銀行への影響が読み取れるだけであるが、これは進藤論文の対象が地方貯蓄銀行であることからくる制約かも知れない(同右論文、五三頁)。

(12) 今日まで発表された貯蓄銀行関係論文の完全なリストは、岡田和喜「わが国貯蓄銀行史研究の課題」『金融経済』一六五・一六六合併号(一九七七年一〇月)にあるので参照されたい。貯蓄銀行史の全体像へのアプローチは進藤寛氏と協和銀行編『本邦貯蓄銀行史』(一九六九年)によって試みられているにすぎない。また、資金吸収の面からの預金部⇨郵便貯金制度の本格的分析は迎由理男氏によって開始されたばかりである(渋谷隆一編著『明治期日本特殊金融立法史』「一九七七年」第三部 大蔵省預金部制度)。

二 大衆貯蓄預金の種類と構成

貯蓄銀行と郵便貯金制度との関係の分析に入る前に、大衆貯蓄預金全体の中で両者がどのような位置を占めていたのかを明らかにしておきたい。

戦前期における大衆貯蓄預金の存在形態としては、貯蓄銀行貯金・郵便貯金のほかに産業組合貯金・市街地信用組合貯金・普通銀行等の小口当座預金・営業無尽掛金があげられる。各種預貯金の一口当り金額を比較してみよう(第一表)。信託会社の金銭信託と普通銀行の官公金預金・定期預金・当座預金が一口当り一〇〇〇円以上の比較的大きな預金であるの

第1表 各種預貯金一口当金額 (1925年度末)
(単位:円)

金融機関名	預貯金種類	一口当残高
信託会社	金銭信託	10,723
普通銀行	官公金預金	4,386
	定期預金	1,224
	当座預金	1,572
	特別当座預金	220
貯蓄銀行	普通貯金	44
	据置貯金	507
	定期積金	211
郵便貯金	郵便貯金	36
産業組合	定期貯金	238
	その他貯金	70
市街地信用組合	貯金	206
営業無尽	受入済掛金	276

- 註1. 普通銀行・貯蓄銀行・信託会社・営業無尽は大蔵省銀行局『第50次銀行周年報』による。
 2. 郵便貯金は『昭和5年調金融事項参考書』による。
 3. 産業組合は農林中央金庫調査部『農林中央金庫史』第1巻200頁による。市街地信用組合を除く。ただし1925年6月末。
 4. 市街地信用組合は、大蔵省銀行局『大正13年度市街地信用組合概況』による。ただし1925年3月末。

の比較的大きな預金であるのに対して、貯蓄銀行・産業組合・市街地信用組合の貯金・普通銀行小口当座預金・郵便貯金および営業無尽掛金は、最大の貯蓄銀行据置貯金でも一口当り五〇七円で、いずれも小口の大衆貯蓄預金であることがわかる。なかでも貯蓄銀行普通貯金・郵便貯金など

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

は現在の貨幣価値に換算すれば残高一万円ないし二万円という極めて零細な預金である。

大衆貯蓄預金取扱機関の間での競争関係を分析するためには、あらかじめ大衆貯蓄預金の各種について簡単な沿革と特徴を見ておく必要がある。

貯蓄銀行貯金

(一) 普通貯金 預入・払戻とも預金者の任意で全く拘束のない預金。普通銀行・特殊銀行の特別当座預金と同

一の性質を有するが、特別当座預金に一回当り預入制限額がある点だけが異なる。

(二) 据置貯金 「予メ払戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ数回ニ」受入れれる預金(貯蓄銀行法第

一条)。普通銀行等の定期預金と性質はほぼ同一であるが、定期預金の預入が一回限りであるのに対して、据置貯金は最初の預入後にも追加して預金預入を行なうことができる点がちがう。払戻の期限は定期預金よりも長く、法制上は最長五年、一般に行なわれていたのは三カ年であつた。⁽¹⁾なお契約利率は固定的であり、市場利率の高低に応じて契約期間内に利率が変化することはない。これが郵便貯金の据置貯金との相異である。一九一六年の貯蓄銀行条例改正により貯蓄銀行独自の業務として法的根拠を得た。

(三) 定期積金 一定期間にわたって一定額の払込をなし、満期に一定額の給付を受ける預金。据置貯金との相

異は、定期積金の給付時期および金額が一定していることである。一般に「月掛貯金」と呼ばれるように、毎月掛込をする場合が多い。毎月の積金の集金のため通例、銀行は集金人を派遣した。期限は最長五年まで許されており、一年・二年・三年・五年ものが存在した。⁽³⁾貯蓄銀行法第一一条の規定により、貯蓄銀行は定期積金者に対してその給付金額迄の額を貸付けることができた。定期積金者の多くは、実際に払込んでいる金額以上

の融資を受けられるというこの制度の利点を活用する目的で加入した中小商工業者であった。⁽⁴⁾ 定期積金は後に見る営業無尽掛金と酷似している。定期積金が法的根拠を得、貯蓄銀行固有の業務となったのは、据置貯金と同じく一九一六年の貯蓄銀行条例改正による。

郵便貯金

(一) 通常郵便貯金

預入・払出とも預金者の任意で全く拘束のない預金。貯蓄銀行の普通貯金にあたる。一八七五年の郵便貯金制度開始の時から存在したが、通常貯金という名称は一九〇三年にはじまる。⁽⁵⁾ 通常郵便貯金は戦前期（一九四一年迄）を通して常に郵便貯金残高の九割以上を占めており、定額貯金が八割を占める今日の郵便貯金とは全く様相を異にしていた。⁽⁶⁾

(二) 据置郵便貯金

一定期間払戻をしない条件で数回にわたって預入する預金。期間は三カ年から一〇カ年。⁽⁷⁾

契約期間の途中でも利率が変更される点、契約期間が貯蓄銀行据置貯金に比べて著しく長い点が、この貯金の普及を妨げた原因であった。⁽⁸⁾ 日露戦争期の郵便貯金拡大策の一つとして一九〇四年より実施され、⁽⁹⁾ 一九五一年に廃止された。⁽¹⁰⁾

(三) 月掛郵便貯金

一定期間にわたって毎月一定額を払込み、満

期に一定額の給付を受ける預金。掛金は二円、三円、五円、七円、一〇円の五種、据置期間は二年、三年、五年、一〇年の四種であった。関東大震災後の郵便貯金不振打開策として一九二八年

第2表 郵便貯金一人当預入制限額

改正年月	制限額
1875. 5	500
81. 1	撤廃
91. 1	500
1905. 7	1,000
20. 10	2,000
41. 7	3,000
42. 4	5,000

注：郵政省貯金局編『郵便為替事業八十年史』（1957年）p. 191より作成。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

より導入実施され、一九四一年積立貯金に吸収統合された⁽¹¹⁾。貯蓄銀行定期積金と異なり給付金を限度とする貸付を行わず、また都市貯蓄銀行との競合を避けて「市政施行地および東京市隣接町」⁽¹²⁾には実施されなかったため、この貯金は普及しなかった。

なお、大衆の零細貯蓄預金のみを取扱うという建前から、一人の郵便貯金預入総額（各種類を通しての合計）に限度が設けられていた（第二表）。

普通銀行等の特別当座預金

小口当座預金とも呼ばれた。預入・払戻とも預金者の任意で拘束のない預金。今日の普通預金にあたる。特殊銀行もこの預金を扱っているが、残高の九割以上は普通銀行が占めていた。当座預金が入入の頻繁な営業性預金であるのに対して、この預金は利殖を目的に預け入れられる零細貯蓄預金であり、利率も当座預金より高い⁽¹³⁾。貯蓄銀行を保護する目的でこの預金には一回当り最低預入制限額が定められていた。制限額は一八九〇年の貯蓄銀行条例により五円と定められ、一九二二年の貯蓄銀行法で一〇円に引上げられた。しかし、制限額は余りに低額に抑えられていたため、制限額規定は大衆貯蓄預金取扱を貯蓄銀行固有の領域に限定する機能は果しえず、特別当座預金は「その大部分が貯蓄の性質を帯び、又は零細資金と認めなければならぬもの」⁽¹⁵⁾であった。都市銀行上位行は浮動的な特別当座預金の吸収を好まなかったが、それ以外の普通銀行のこの預金への依存度はかなり高く、政府は普通銀行の利益を侵すことになるので、制限額の引上げを行なうことはできなかった⁽¹⁷⁾。

産業組合貯金・市街地信用組合貯金

産業組合は原則として組合員以外の預金を受入れることはできないが、市街地信用組合は「組合ノ区域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコト」（産業組合法第一条第五項）がで

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

第3表 大衆貯蓄預金の種類

機関名	普通銀行 特殊銀行	貯蓄銀行	郵便貯金	産業組合 市街地信用組合	営業無尽
預貯金の種類	特別当座預金	普通貯金	通常郵便貯金	貯金	
		据置貯金	据置郵便貯金		
		定期積金	月掛郵便貯金		営業無尽掛金

第4表 貯金現在高職業別構成比（1925年度末）

%

職業	貯蓄銀行		郵便貯金	営業無尽
	普通貯金・据置貯金	定期積金		
農	13.0	5.5	33.0	12.4
商	35.3	50.6	15.0	47.9
工	9.1	11.1	5.0	13.3
雑	42.6	32.8	47.0	26.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

- 註1. 貯銀は大蔵省銀行局『第50次銀行局年報』。
 2. 郵貯は大蔵省理財局『昭和4年調金融事項参考書』。ただし郵貯の職業別構成比は1920年度から1925年度まで全く同一の数字が計上されているので注意を要する。
 3. 無尽は給付済高で、1930年末。井関孝雄『中小商工業論・庶民金融論』（1935年）121頁による。

營業無尽掛金 無尽の方法に
 より加入者に金銭其他を給付
 する。ただし市街地信用組合
 の外部貯金受入額には制限が
 設けられていた。¹⁸⁾ 市街地信用
 組合制度は一九一七年に創設
 された。産業組合・信用組合
 加入者の大部分は小生産者で
 あるから、そこに預入された
 貯金もやはり大衆貯蓄預金と
 みなすことができる。産業組
 合・市街地信用組合は預金利
 子協定に加わっていなかった
 ので、高利で預金を吸収する
 ことができ、¹⁹⁾「高利政策は地
 方銀行に取っては、正しく大
 なる脅威の一」となった。²⁰⁾

各年度末	特別当座預金	貯蓄銀行貯金	郵便貯金	産業組合貯金	合計	特別当座預金	貯蓄銀行貯金	郵便貯金	産業組合貯金	合計
1917	843	334	416	73	1,666	50.6	20.0	25.0	4.4	100.0
18	1,129	423	562	121	2,245	50.3	19.3	25.0	5.4	100.0
19	1,467	542	698	186	2,893	50.7	18.8	24.1	6.4	100.0
20	1,670	564	847	224	3,305	50.5	17.1	25.6	6.8	100.0
21	2,029	570	906	284	3,789	53.5	15.0	24.0	7.5	100.0
22	2,081	549	976	337	3,943	52.8	13.9	24.8	8.5	100.0
23	1,972	594	1,102	414	4,082	48.3	14.6	27.0	10.1	100.0
24	1,950	688	1,100	525	4,263	45.8	16.1	25.8	12.3	100.0
25	1,975	782	1,136	654	4,547	43.4	17.2	25.0	14.4	100.0
26	1,942	963	1,156	781	4,842	40.1	19.9	23.9	16.1	100.0
27	2,023	1,016	1,523	885	5,447	37.1	18.7	28.0	16.2	100.0
28	2,083	1,160	1,742	1,011	5,996	34.7	19.3	29.1	16.9	100.0
29	2,112	1,318	2,051	1,108	6,587	32.1	20.0	31.1	16.8	100.0
30	1,955	1,488	2,337	1,102	6,882	28.4	21.6	34.0	16.0	100.0
31	1,803	1,509	2,609	1,070	7,091	25.4	22.7	36.8	15.1	100.0
32	1,884	1,676	2,704	1,063	7,327	25.7	22.9	36.9	14.5	100.0
33	1,953	1,812	2,801	1,179	7,745	25.2	23.4	36.2	15.2	100.0
34	1,999	1,861	3,064	1,268	8,192	24.4	22.7	37.4	15.5	100.0
35	2,079	2,019	3,232	1,378	8,708	23.9	23.2	37.1	15.8	100.0
36	2,300	1,822	3,482	1,514	9,118	25.2	20.0	38.2	16.6	100.0
37	2,636	2,098	3,891	1,747	10,370	25.4	20.2	37.5	16.9	100.0
38	3,206	2,553	4,738	2,208	12,705	25.2	20.1	37.3	17.4	100.0
39	4,475	3,344	6,153	3,059	17,031	26.3	19.6	36.1	18.0	100.0
40	5,579	4,436	7,915	4,170	22,100	25.2	20.1	35.8	18.9	100.0

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

第5表 大衆貯蓄預金の構成 (1893~1940)

(単位：百万円・%)

各年度	年末	特別当座預金	貯蓄銀行貯金	郵便貯金	産業組合貯金	合計		特別当座預金	貯蓄銀行貯金	郵便貯金	産業組合貯金	合計	
1893	...	6	24	0
94	...	6	24	0
95	...	12	27	0
96	...	18	28	0
97	...	25	26	0
98	...	30	22	0
99	...	44	23	0
1900	85	49	24	0	158	53.8	31.0	15.2	0	100.0			
01	92	44	27	0	163	56.4	27.0	16.6	0	100.0			
02	113	51	28	0	192	58.9	26.5	14.6	0	100.0			
03	117	60	31	0	208	56.3	28.8	14.9	0	100.0			
04	...	66	38	0
05	...	84	52	0
06	...	106	72	0
07	210	117	91	1	419	50.1	27.9	21.7	0.3	100.0			
08	213	116	105	2	436	48.9	26.6	24.1	0.4	100.0			
09	238	135	123	4	500	47.6	27.0	24.6	0.8	100.0			
10	268	147	161	7	583	46.0	25.2	27.5	1.2	100.0			
11	287	163	183
12	302	166	197	18	683	44.2	24.3	28.9	2.6	100.0			
13	295	166	195	22	678	43.5	24.5	28.8	3.2	100.0			
14	286	165	195	24	670	42.7	24.6	29.1	3.6	100.0			
15	362	193	221	29	805	45.0	24.0	27.4	3.6	100.0			
16	613	253	298	43	1,207	50.8	21.0	24.7	3.5	100.0			

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

- 註1. 特別当座預金は普通銀行・特殊銀行の合計値。大蔵省理財局『大正6年4月調金融事項参考書』p.122, 『昭和14年調金融事項参考書』p.73より作成
2. 貯蓄銀行貯金は『日本銀行本邦主要経済統計』pp.202~203より作成。
3. 郵便貯金は日本銀行『本邦主要経済統計』pp.244~245より作成。郵便振替貯金を除く。
4. 産業組合貯金は農林中金編『農林中央金庫史』第5巻pp.124~125より作成。市街地信用組合貯金を含む。
6. ……は不明。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

する事業を営利事業として営むものを営業無尽という。一九一五年施行の無尽業法で法的根拠を得たが、無尽業法は取締りの性格が強かったため、営業無尽の発展をおさえ、貯蓄銀行の定期積金を保護育成する役割を果たした。⁽²²⁾ 定期積金に似ているが、相違点は、無尽では一定の口数が一組となり、給付金もその組の掛金からその組の者へしか給付できないのに対して、定期積金には組が存在しない点である。⁽²³⁾ 一九一五年の無尽業法施行細則では契約期間は五年、給付金は一〇〇〇円、口数は一〇〇口を越えてはならないことになっていたが、一九二一年の施行細則改正で、特に大蔵大臣の許可を受けた場合は、この制限に依らなくてもよくなった。⁽²⁴⁾ 戦前期において営業無尽は余り顕著な発展は示さず、大衆貯蓄預金全体に占める割合は極めて小さかった。

以上の預貯金の種類を分類して表に掲げておく(第三表)。もちろん大衆貯蓄預金の形態はこれに尽きるものではなく、他の種類(特に定期預金)の預金の中にも多少は大衆貯蓄預金が含まれているであろうし、生命保険等も一種の大衆貯蓄預金とみなすことができる。

上記の各種預貯金のうち、その源泉の判明する貯蓄銀行貯金・郵便貯金・営業無尽掛金について補足説明を加えておきたい(第四表)。ここに掲げた職業別構成比表から読みとれるのは次の二点である。(一)定期積金および営業無尽掛金(表では給付金の構成を掲げている)がほぼ同一の職業構成をとっていて、商工業者が中心である。(二)貯蓄銀行の普通貯金・据置貯金と郵便貯金は雑業者(労働者・学校生徒など)が多い点では共通しているが、農業者と商業者の比重は逆転しており、郵便貯金は農村中心、貯蓄銀行が都市中心であることがわかる。

次に、以上の点をふまえて各種大衆貯蓄預金の推移を追い、その歴史的意義について若干の考察を加えたい(第五表)。改正貯蓄銀行条例施行の一九一五年から一九四〇年までの時期を対象を限定して時期区分を行なう。

第一期（一八九五年～一九〇〇年）

貯蓄銀行貯金の顕著な発展と、郵便貯金の停滞がこの時期の特徴である。これは、貯蓄銀行条例改正で資金運用制限が緩和されたため、日清戦後の企業勃興の波に乗って起業資金調達機関として零細な貯蓄銀行が族生したことによってもたらされた。⁽²⁵⁾

第二期（一九〇一年～一九一四年）

(一)特別当座預金が大衆貯蓄預金の太宗をなしつつも、徐々にその比重を低めてきている（六割→四割）こと、
(二)貯蓄銀行貯金が停滞し、構成比の面では比率を低下させたこと、(三)郵便貯金が飛躍的な発展を遂げ、構成比を二倍に高めたこと、(四)産業組合法が施行されたものの未だ産業組合貯金はとるに足らぬ割合しか占めていないことが特徴としてあげられる。郵便貯金の飛躍的増大は日清・日露戦後経営の資金需要に応ずるために政策的に郵便貯金拡大策がとられた結果であると同時に、恐慌（一九〇〇～〇一年恐慌および一九〇七～〇八年恐慌）の中で貯蓄銀行が相次いで破綻し、貯蓄銀行の信用が低下した結果でもあった。⁽²⁶⁾ 資金運用制限の緩和は前の時期には貯蓄銀行発展のバネだったが、放漫な資金運用が銀行破綻を導いたために今度は発展の阻害要因に転化した。貯蓄銀行・普通銀行業務兼営の増大は貯蓄銀行の特殊性を失なわせ、「貯蓄銀行の普通銀行化」⁽²⁷⁾が進展した。

第三期（一九一五年～一九二一年）

大戦好況期に各種預貯金とも飛躍的増大を遂げたが、構成比の面では郵便貯金および貯蓄銀行貯金が後退し、特別当座預金と産業組合貯金が比率を高めた。特別当座預金の比率増は大戦期の資金需要急増を満たすために普通銀行が預金獲得競争を展開し、零細貯蓄預金の吸収を図ったためと思われる。⁽²⁸⁾ 景気変動に対して硬直的な利子

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

率を有する郵便貯金はそれ程には伸びず、また「普通銀行化」で特色を失った貯蓄銀行貯金の地位の後退は依然として続いた。

第四期(一九二二年～一九二六年)

一九二二年の貯蓄銀行法施行から一九二六年の金融恐慌前年までの時期を区切ることができる。この時期には貯蓄銀行貯金・産業組合貯金の構成比の増大と、郵便貯金・特別当座預金の構成比の減少が見られた。絶対額の点でも郵便貯金と特別当座預金は横ばいである。貯蓄銀行貯金の構成比増大と特別当座預金構成比の急減は貯蓄銀行法施行と税制面での貯蓄銀行貯金保護政策の結果もたらされたものと考えられる。すなわち、政府は普通銀行の貯蓄銀行業務兼営を禁止し、貯蓄銀行貯金と普通銀行預金の分離を図るとともに、一九二〇年と二三年の二次にわたる税制改革で銀行預金に源泉課税方式が導入された際には、貯蓄銀行貯金を課税対象からはずして保護を加えた⁽²⁰⁾。次節で詳しく見るように、郵便貯金の停滞は貯蓄銀行貯金と産業組合貯金の増大の影響を受けたものである。

第五期(一九二七年～一九三二年)

昭和金融恐慌から昭和恐慌に至る激動の時期である。郵便貯金の急激な増大はこの時期の著しい特徴をなしている。他方、特別当座預金は前期に続いて構成比を大幅にダウンさせた。貯蓄銀行貯金は郵便貯金ほどではないが、構成比・絶対額ともに増大した。金融恐慌は普通銀行の信用を失墜させ、普通銀行から安全な郵便貯金に預金が大量に流入した。更に、一九二九～三〇年の時期には郵便貯金の利率が定期預金の協定利率(甲種)を上回ったために、定期預金も含めた普通銀行預金が郵便貯金へ大量に流入した(第二図)。この動揺期に貯蓄銀行のな

かでは破綻するものが少なく、貯蓄銀行貯金がかえって増大したのは、貯蓄銀行法の一応の成果と見ることができらる。

第六期（一九三三年～一九四〇年）

戦時統制経済が進展していった時期である。各種預貯金の構成比には著しい変動は見られない。しかし、前の時期に急増した郵便貯金は国家による貯蓄増強政策の中枢的役割を果し、大衆貯蓄預金中の太宗としての地位を維持し続けた。

註

- (1) 橋爪明男編『金融大辞典』第二卷（一九三四年）のうち「貯蓄銀行」の項（黒野忠雄執筆）一一五一頁。
 - (2) 据置貯金者「煩はしい据置貯金」『銀行論叢』第二五卷第一号（一九三五年七月）九頁。
 - (3) 坂上寿夫『貯蓄銀行法講話』（一九三六年）七三～七五頁。
 - (4) 前掲『本邦貯蓄銀行史』一三六～一三八頁、松崎寿『本邦中小工業金融論』（一九三四年）四五一～四五七頁。
 - (5) 郵政省貯金局編『郵便貯金を為替事業八十年史』（一九五七年）一一二頁。
 - (6) 牧野義司『郵貯——世界最大の銀行』（一九七八年）一八頁、山口修『郵便貯金の百年』（一九七七年）付録一〇頁
- 参照。
- (7) 前掲『郵便貯金を為替事業八十年史』一一八頁。
 - (8) 前掲「煩はしい郵便貯金」九頁。
 - (9) 前掲『郵便貯金を為替事業八十年史』三七八頁。
 - (10) 同右書、一一九頁。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

(11) 同右書、一一一頁。

(12) 同右書、一一一頁。

(13) 前掲『金融大辞典』第二巻のうち「特別当座預金」の項(原静執筆) 一一九五頁。

(14) 貯蓄銀行法審議貴族院特別委員会(一九二一年三月一五日)で小畑大太郎委員は、「ドウモ今日ノ經濟狀態デハ五円カ十円デハ少シ程度ガ低クハアリハシナイカ、今少シ御殖シニナルヤウナ御考ハナイノデアリマスカ」と質問してゐる(『日本金融史資料・明治大正編』第一四巻 一四〇四頁)。

(15) 石巻良夫『銀行の預金吸収策』(一九二六年) 一三四頁。

(16) 前掲『本邦貯蓄銀行史』九一〜九二頁。

(17) 貯蓄銀行法審議衆院委員会で黒田政府委員は次のように述べている。

「現行ノ五円ヲ十円ニ致シマシタノハ、勿論程度ノ問題デアリマシテ、正確ナ計算ノ基礎ト云フモノハゴザイマセヌノデアリマスガ、此都會地ニ於キマシテハ御話ノヤウニ、或ハ三十円五十円ト致シマシテモ、左程普通銀行ノ方ニ大ナル影響ハ無イカト考ヘルノデアリマスケレドモ、地方ニ於キマシテハ、田舎ノ小都會若クハ村落ニ参リマスルト云フト、余リニ之ヲ引上ゲマスルト云フト、普通銀行ノ方ノ預金ガ非常ナ影響ヲ受クルコトニナルダラウト考ヘマシテ、(中略)先ツ十円位ガ適當デハナカラウカト云フ考デ定メタ次第デアリマス」(前掲『日本金融史資料・明治大正編』第一四巻一二五頁)。

また、一九三〇年五月に開催された全国貯蓄銀行大会が、「貯蓄銀行法第一条第一項第二号に『一回十円』とあるを『一回五十円』とすること」を大蔵省に要望した(斎藤章雄編『全国貯蓄銀行協会誌』(一九四四年)附録三頁)のに対して、大蔵省はこれを「不適当」と判断した。その理由は以下の通りである。

「我が國ノ取引ノ現状ハ一回五十円トセバ、相当多額ニシテ、零碎ナル資金ヲ取扱フヘキ貯蓄預金ノ範圍ヲ超エ居ル

モノト認メラレ、若シ之ヲ現行法以上ニ引上グルトキハ、都会地ニ於ケル普通銀行ニ対シテハ左迄影響スル所ナシトスルモ、地方銀行ニハ其ノ影響スル所多ク、之カ為ニ地方銀行ノ預金取引ヲ圧迫シ其ノ経営ヲ困難ナラシムルコトナシトセズ、特ニ最近ノ如キ財界ノ状況ニ於テ之カ改正ヲ為スガ如キハ時機ニ非ズト認ム」(『全国貯蓄銀行大会決議事項採否ノ理由』(年月不詳)『昭和財政史資料』第一号第一〇〇冊〔大蔵省蔵〕)

- (18) 「前項ノ規定ニ依ル貯金(組合員外ノ貯金——引用者)ハ有限責任組合ニ在リテハ出資総額及準備金其ノ他ノ積立金ノ額ノ合計、保証責任組合ニ在リテハ之ニ保証金額ヲ加ヘタル合計、無限責任組合ニ在リテハ出資総額ノ五倍及準備金其ノ他ノ積立金ノ額ノ合計ヲ超エ之ヲ受入ルコトヲ得ス」(『産業組合法第一条第五項』)

- (19) 信用組合の利子率の実際について、前田繁一『庶民金融』(一九二七年)は、「組合員の貯金に対する利子が、沖繩の九分六厘と云ふが如き驚くべき高率のものがあり、最低のものでも広島県の五分四厘と云ふ事になつて居」たと述べている(二六八頁)。

- (20) 前掲、石巻良夫『銀行の預金吸収策』一二五頁。

- (21) 無尽業法の成立経過については、麻島昭一「無尽業法の立法事情」『信託』復刊九〇号(一九七二年四月)参照。

- (22) 前掲『本邦貯蓄銀行史』一三九頁。

- (23) 全国相互銀行協会『相互銀行史』(一九七一年)三二頁。

- (24) 同右書、四四〜四五頁。

- (25) 進藤寛「明治時代の貯蓄銀行」金融経済研究所編『日本の銀行制度確立史(一九六六年)二四七〜二五六頁。

- (26) 前掲『本邦貯蓄銀行史』七五〜八八、一〇三〜一〇四頁。

- (27) 杉山和雄「貯蓄銀行の普通銀行化傾向」『地方金融史研究』創刊号(一九六八年七月)参照。

- (28) 大戦期から大戦後の銀行間の預金獲得競争については、拙稿「一九一〇〜二〇年代における支店銀行制度の展開と貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

都市金融市場」成城大学『経済研究』五九・六〇合併号(一九七八年二月)参照。

- (29) 一九二〇年代の産業組合貯金の増大については、浅井良夫・伊藤正直「金融市場の構造と信用組合——一九二〇年代・三〇年代を対象として」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』第三輯(一九七八年三月)所収参照。

- (30) 「貯金の利子に対しては、第二種所得税並資本利子税が課せられない。其結果定期預金或は其他の預金と同率の利子歩合としても、貯金の方は五六厘方に好利廻りである。」(浅野信一『貯蓄銀行の組織と経営』(一九二七年)一九七〜一九八頁)以下、預金利子課税の沿革を簡単に述べておきたい。

所得税……一九二〇年の税制改革以前は預金利子は第三種所得に含められていたが、納税者の申告浅れが多かったために、一九二〇年には定期預金が、一九二三年には当座預金を除く全ての預金が第二種所得に入り、課税対象となった。この方式は一九四〇年に源泉選択課税方式が採用されるまで続いた。課税率は一九二〇〜一九三六年度が五%、一九三七年度が七・五%、一九三八年〜三九年度が八%で、現在の源泉課税率に比べれば遙かに低かった(以上、所得税については、全国銀行協会連合会『税制に関する研究』(一九五三年)一三、三八頁、梶川有『銀行預金』(一九三五年)八三〜八四頁)。貯蓄銀行貯金以外にも、郵便貯金・産業組合貯金は所得税非課税であった(通信省通信博物館編『郵便為替貯金』(一九三八年)七四頁、前掲、石巻良夫『銀行の預金吸収策』一二四頁)。

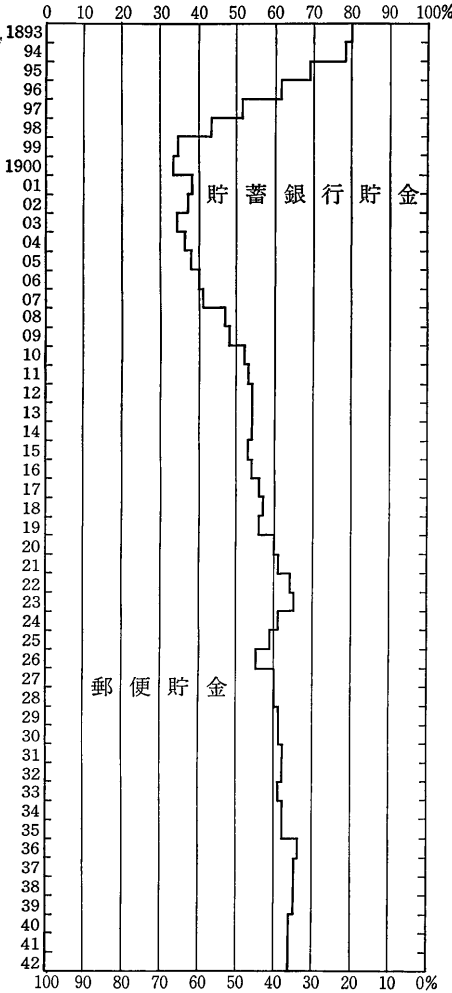
資本利子税……一九二七年より設けられた税である。課税率は一九二七〜三六年度は二%、一九三七年度以降四%であった。貯蓄銀行貯金以外に、郵便貯金・産業組合貯金も非課税とされた(大蔵省財政研究会編『新税法要覽』(一九三七年)三四〜三六頁)。

三 貯蓄銀行と郵便貯金制度

大衆貯蓄預金の問題を貯蓄銀行と郵便貯金制度の両機関の關係に絞り、政策史的分析を行ないたい。貯蓄銀行と郵便貯金の合計は大衆貯蓄預金の四割〜六割を占めたにすぎないが、両機関が大衆貯蓄預金専門の機関として常に政府の貯蓄政策の中枢に据えられていたことからすれば、両機関を中心に論ずることは適切な方法である。

貯蓄銀行貯金と郵便貯金の両者のみの量的關係を图示したのが第一図である。一八九四年に八割まで占めてい

第1図 郵便貯金と貯蓄銀行貯金 (1893~1942)



註1. 1893~1930年は、貯蓄銀行協会「会報」第4号(1932年)より
 2. 1931~1942年は、日銀「本邦主要経済統計」より作成。
 3. 郵便貯金の1934年以降は年度末、他は暦年末。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

た郵便貯金は急速に減退し、一八九八年には貯蓄銀行貯金に凌駕され、一九〇〇年には三割強におちこんだ。しかし、一九〇〇年をボトムに一転して郵便貯金は増勢に転じ、一九一〇年には再び貯蓄銀行貯金を上回り、以後もだいたい漸増を続けて一九三〇年代には六割強を占めるに至った。一九〇〇年以降の郵便貯金の傾向的増大は、「民間の中小貯蓄機関から国営貯蓄機関の方向への資金の集中」という白井規矩稚氏の説を支持しているかのように見える。だが、貯蓄銀行法施行後の一九二四年から一九二六年にかけての郵便貯金の構成比のおちこみは何を意味するのだろうか。長期的傾向として郵便貯金による貯蓄銀行の圧倒が貫徹したことは確かであるが、一九二二年貯蓄銀行法はむしろその流れを阻止する役割を果たしたのではなからうか。⁽¹⁾この問題に答えるためには、やや踏み込んで政府（主として大蔵省）の政策を分析する必要がある。

日清戦後の郵便貯金の激減から検討を開始しよう。一八九三年から一九〇〇年まで郵便貯金の構成比は急減し、一八九七・九八の両年は絶対額でも大幅な減少を示した。⁽²⁾この主要な原因は前節で述べたように、貯蓄銀行条例の改正と日清戦後の銀行設立ブームであったが、同時に郵便貯金政策の消極性がもう一つの原因としてあげられる。それは、一八八六年から九八年までの一二年間、郵便貯金利率が四・二％に据え置かれたことに端的に現われている。『銀行通信録』は、「銀行の増加は近年の一現象にて公私の諸銀行は只管預金の増加を欲するの結果、頃日小口当座の日歩一銭八厘に達せる如き有様なれば、通信省の四分二厘の利に満足せず、皆之に移すより、かく郵便貯金の減少を見るに至れる」と述べている。⁽³⁾

政府は郵便貯金の減少を深刻な問題として把握、数々の郵便貯金増大政策を立案し実施した。郵便貯金の減少が深刻な問題だったのは、国債消化機関としての預金部が、日清戦争を期に残高二億円台から四億円台の急増し

た国債発行に対応せねばならない情勢が存在したからである。迎由理男氏は、資金運用が多角化した日露戦後の預金部に較べて、国債引受に限定されていた日清戦後の預金部の活動を消極的と見る通説を批判し、日清戦後経営遂行にとつての預金部の国債消化の意義を強調した。⁽⁵⁾ われわれは郵便貯金政策の積極化への転機を一八九八年頃と考え、迎氏の説を支持したい。言う迄もないが、それは日清戦後—自由主義段階、日露戦後—帝國主義段階とする経済史のシェーマに対する批判を含むものである。⁽⁶⁾

日清戦後から日露戦後にかけて、特に日露戦争を機に、郵便貯金拡大政策が展開され、郵便貯金は急激な増加を遂げた。具体的な郵便貯金拡大方策は次の三種に分類できよう。

第一は利率の引き上げである。この間、政府は一八九八年と一九〇四年の二回、貯金利子の引き上げを行なっている。この二回の引き上げが市場利子率の動きとは無関係に行なわれたことは注目に値する。一八九八年の四・二%から四・八%への引き上げは、「時恰も一般金利は低下の情勢にあつたにも拘らず」⁽⁷⁾行なわれた。第二回目の一九〇四年も利子率の上昇期ではなかつたが、戦費補給を理由に四・八%から五・〇四%へと利子率を引き上げた。⁽⁸⁾ その結果、郵便貯金の名目利率は東京有志銀行の定期預金協定金利五・〇%を上回り、郵便貯金増大の誘因となつた(第二図)。

第二は制度上の改革である。郵便貯金に割増金制を導入する計画⁽⁹⁾(一八九七年頃—一九〇二年頃)、資本金一〇〇〇万円の国立貯蓄銀行設立計画(一九〇二年—〇三年)、預金規則の抜本的改正計画(一九〇九年頃—一九一二年頃)などの大規模な郵便貯金制度改革案は諸利害の調整がつかずに実現には至らなかつたものの、出張貯金(一八九九年実施、官庁・会社に集金人を派遣)、切手貯金(一九〇〇年実施)、据置貯金(一九〇四年実施)、規約貯金(一九〇三

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

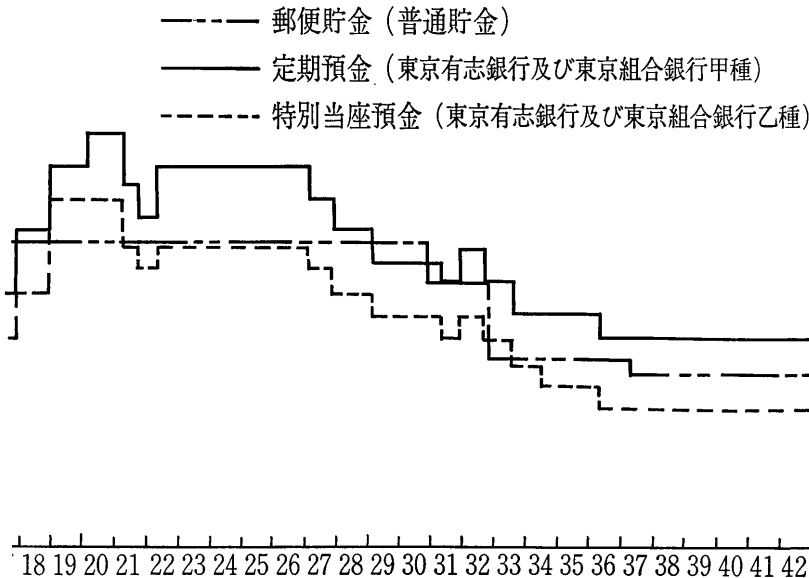
貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

年実施、貯蓄組合による貯金⁽¹⁰⁾などの各制度が新設された。なかでも、規約貯金制度がこの時期の郵便貯金拡大に果たした役割の大きかったことは次に述べる通りである。

第三は勤儉貯蓄思想の普及徹底である。単なる勤儉貯蓄の勧奨ならばいつの時代にも存在したが、この期の特徴は日露戦争の戦費捻出の目的で地方自治体の末端までも利用した「国民精神総動員」的運動だったことである。それは、「郵便貯金で総突撃」「貯金で英米ふきとばせ」のスローガンを掲げて日中戦争以降に展開された国民貯蓄奨励運動のプロトタイプをなすものであった。⁽¹¹⁾貯蓄組合を結成させ、村落共同体規制を用いて大衆貯蓄を郵便貯金に吸収する方法は功を奏した。具体的な姿を伝える滝沢直七『稿本日本金融史論』⁽¹²⁾の有名な下りを引用しておこう。

かくの如くなれば国民の気風靡然として勤儉貯蓄

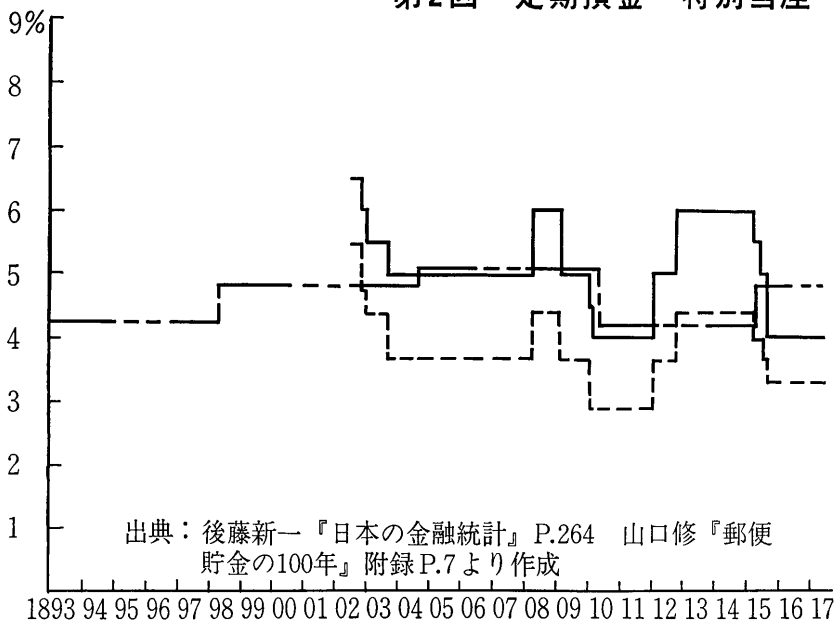
預金・郵便貯金金利の推移



に赴き、或は定刻の梵鐘を早むること一時間ならしめ、一村これを期として各自の業務に従事し、未だ一年ならざるに一村の貯蓄の総額は一萬八千円の巨額に達るといふあり。或は一村常業に従事する余力を以て別に燕麦を以て三百七十二町歩の地に播種し、奉公の事に投ぜんとしたるあり。或は村民の起牀を促す為め、村長自ら鈴を振りて村内を廻るを例とするあり。職工工女にして開戦以来貯蓄の挙に出でたるもの多く、郵便局長の尽碎の結果一町にして五萬円の郵便貯金を生ぜるあり。軍用品の運送より得たる村民の賃金を以て勤儉貯蓄組合を設けたるあり、『小学校児童髪刈規制』あり、『記念勤儉貯蓄組合』あり、各自の月俸百分の五を積立つるの主旨を以て『百五貯蓄会』あり、『五厘講』あり、『一厘講』あり、『貯蓄田』あり、『奉公貯金』『覚悟貯金箱』『義金』あり、小学校、役場、官庁の使丁にして奉公の為め貯蓄せしもの数ふるに違あらず。全国到るところ貯蓄組合の設けあらざるはなく、多きは一県一千数百余に及べるあり、少なくとも百を以

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

第2図 定期預金・特別当座



貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

て数ふるのであった。

精神主義的郵便貯金拡大運動は日露戦争終結とともに終息はせずに、戦後の村落秩序再編の地方改良運動⁽¹³⁾の一環に組み込まれて存続した。莫大な戦費支出にもかかわらず賠償金なしの日露戦後経営は非常特別税の継続、預金部資金の拡充を以って遂行されねばならなかった。かかる大衆収奪の結果生ずる国民諸階層との間の矛盾を緩和し、戦時の「国民精神総動員」状態を維持するために、一九〇八年に戊申詔書が煥発された。当時、教育勅語と同等の価値をもったとされる⁽¹⁴⁾戊申詔書は、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」と勤儉貯蓄をうたい、詔書の主旨を徹底させる目的で、一九〇九年に通信・大蔵・内務の三大臣は地方長官宛に貯蓄奨励の訓示を行なった⁽¹⁵⁾。

以上のような積極的郵便貯金拡大政策が一八九八年頃から日露戦後までの政府の大衆貯蓄政策の著しい特徴であったが、貯蓄政策全体の中で貯蓄銀行・郵便貯金制度はどのように位置づけられていたのだろうか。

結論を先取りして言うならば、国営貯蓄機関を主とし、民営貯蓄機関を従とするというのがこの時期の基本的方針であった。「大蔵省預金法案」の準備会議書類（一九一一年九月二日）は次のように述べている。⁽¹⁶⁾

一、貯蓄機関ハ官設、私設孰レヲ理想トスヘキヤ

細民ノ零細資金ヲ確実ニ蓄積シ、以テ生産業ノ余資ヲ取得シ、又ハ水火、疾病等不慮ノ災厄ニ備ヘシムルノ途ヲ設クルハ、社会共同生活ノ必要上ヨリ生ズル国家ノ義務ニ属スルカ如シ。従テ、其ノ計画ハ收支相償ヲト否トニ拘ラズ、資金ノ運用ヨリ生スル責任ハ無限ニ負担スルノ覚悟ヲ以テ之ニ当ラザルベカラズ。斯ノ如キハ独リ公益ノ保護ヲ目的トスル官設機関ノ堪ユル所ニシテ、如何ニ勉励、誠実ヲ旨トスル銀行ト雖、其ノ設立ノ目的既ニ當利ニ在ル以上ハ、官設機関ニ一歩ヲ輪セサルヲ得ズ。或ハ私設機関ヲ排斥スルハ社会ノ進運ニ伴フ自由思想ノ發展ト背馳スルガ如キ感ナキニアラザレドモ、

ソハ貯蓄機関其ノ物ノ性質ニ基クモノニシテ、生存競争ノ益々激烈ヲ加ヘ、貧富強弱ノ懸隔愈々遠カルニ随ヒ、国家政策上細民ノ保護ニ重キヲ措クハ理勢ノ然ラシムル所ナレバナリ。彼ノ自由制度ノ模範國タル英米ニ於テスラ漸次私設機関專横ノ主義ヲ一転シ、官設機関ヲ併用スルニ至リタルハ（英國ハ千八百六十一年、米國ハ千八百九十一年郵便貯金法ヲ実施ス）、以テ叙上ノ消息ヲ証スルニ足ランカ。

このような國營貯蓄機関優位論が大蔵官僚によつて唱えられていたことは注目に値する。

大蔵官僚が國家貯蓄機関優位論をとつたのは、第一に貯蓄銀行を規制する法制が事実上存在しない状態において、貯蓄銀行は大衆貯蓄預金を委ねるには適切な機関でないと判断したからであり、第二に日露戦後経営期に國家貸付資本が植民地「経営」等において果す役割がきわめて大きかつたためであり、第三に地方自治體を通じ、村落共同體規制をテコにして大衆貯蓄を郵便貯金に吸収する方法が有効であつたからである。⁽¹⁷⁾ 後に見るように、一九二〇年代にはこの三つの根拠はいずれも變化した。

それでは、日清、日露戦後の時期の民間貯蓄機関政策は如何なるものだったのか。大蔵官僚は官營貯蓄機関優位論は唱えても、民間貯蓄機関不要論はとつていない。非營利的民間貯蓄機関の設立の必要を説いた大蔵省内部の文書「財団法人組織ノ貯蓄機関設立ニ関スル件」(一九一一年頃と推定)は次のように述べている。⁽¹⁸⁾

或ハ説ヲ為スモノアリ。私設貯蓄銀行ノ解散ハ郵便貯金ノ發達ヲ見ルガ故ニ國家ハ之（最近に於ける貯蓄銀行の解散——引用者）ガ為メニ苦痛ヲ感ズル憂ナシト。仮リニ預金ノ全部ヲ擧ゲテ郵便貯金ニ引継グヲ得トスルモ、國家ノ貯蓄機関ハ官設ノミヲ以テ足レリト稱スルヲ得ズ。各種ノ貯蓄機関ヲ設ケテ細民ニ貯蓄ノ機會ヲ与ヘザルベカラザルノミナラズ、之ニ依リテ以テ資金ノ集中及ビ分散ヲ可能ナラシメ、地方資源ヲ涸渴セシメザルコトヲ留意セザルベカラズ。思フニ國民經濟貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成(上)

済ノ発達ハ地方産業ノ興振ニ俟タザルベカラズ。然ルヲ独リ郵便貯金万能ノ見ヲ把持スルガ如キハ、頗ル淺薄ナル議論ト云ハザルベカラズ。

大蔵省のとつていた方針が、国家貯蓄機関專一論ではなく、国家貯蓄機関を主とし民間貯蓄機関を従とする編成であつたことは上記の文書より明らかである。大蔵省は郵便貯金の「民業圧迫」⁽¹⁹⁾ に関しては慎重であつた。「預金規制」改正検討の際につくられた「預金部組織改善ニ関スル根本的疑問」(一九二一年九月)という表題の文書には次のように書かれている。

三、預金部ハ之ヲ純然タル貯蓄機関ト為スコトヲ得ザルカ

答、預金部ハ之ヲ純然タル貯蓄機関ト為スコト絶対不能ニアラズト雖、若シ之ヲ貯蓄機関ト為ストキハ、民間貯蓄銀行ニ大影響ヲ及ボシ、民業ヲ侵食シ、其ノ極貯蓄官營ノ実ヲ現ハスニ至ルベク、俄ニ是否ヲ断スルコトヲ得ズ。從テ今俄ニ之ヲ貯蓄機関ノ如クスルハ策ノ得タルモノニアラズ。

四、預金部ニ吸収スベキ預金ノ範圍如何

答、余リニ広汎ニ失スベカラズ。公益ニ重キヲ置キ、營利ノ念ヲ去リ、又民間貯蓄銀行ト競争ノ態度ヲ採ルベカラズ。

上述の政策が第一次大戦期にどの程度変化したかは、現在入手している史料だけでは見極めがたい。西原借款に代表される預金部の積極的活動は大戦期に活発に展開され、また貯蓄銀行法もまだ成立していなかつたから、国営貯蓄機関優位論の論拠は存続している。しかし、郵便貯金は大戦期に増大したものの、大衆貯蓄預金全体に占めるシェアは低下し、大戦期の貯蓄奨励政策⁽²⁰⁾は必ずしも成功を収めたとは言えない。

一九二〇年代に入ると、政府の大衆貯蓄政策は大きな転換を遂げた。その政策転換の要は言う迄もなく一九二

二年施行の貯蓄銀行法であるが、貯蓄銀行法施行と同時に郵便貯金政策にも変化が見られた。

貯蓄銀行法で普通銀行業務の兼営が禁止されたために、貯蓄銀行から普通銀行に転業するものが多く、一時的に貯蓄銀行貯金が減少したものの、一九二三年以降は着実に増大した。また、産業組合貯金も一九二〇年代には飛躍的に増大した。これとは対照的に郵便貯金は停滞し、震災後の一九二四年には絶対額でも減少を示した。絶対額の減少はこれまで、日清戦後の一八九七・九八年、第一次大戦直前の一九一三年にあってだけである。このうち第一次大戦直前の減少は金融逼迫という一般的原因にもとづき、郵便貯金だけが減少した訳ではなかったから、⁽²¹⁾ 実に日清戦後以来の郵便貯金の危機であった。これは、貯蓄銀行法が施行されると、「有力なる郵便貯金もあるから、従来貯蓄銀行に依って吸収された資金の大部分は之れに奪はれる事となるべく、新設貯蓄銀行が仮りに利率を上げて競争を試みた処で、結局営業上の制限に圧せられ自滅の悲境に陥る事になりはすまいか」⁽²²⁾ との予想を完全に裏切るものであった。

まず、郵便貯金と貯蓄銀行との対抗関係を見てゆこう。逋信省貯金局は「郵便貯金減退ノ原因ニ就テ」⁽²³⁾（一九二五年五月）という文書を作成したが、その文書の中で「一般的原因」の一つに「銀行ノ預金吸収」があげられ、次の説明が附されている。

近時銀行ニ対スル監督官庁ノ取締嚴重ナル為、不良銀行ハ自然淘汰セラレ、小銀行乃至基礎薄弱ナル銀行ハ併合セラレ、各銀行ノ内容信用モ漸次改善セラレ、之ニ対スル一般預金者ノ信用モ増大シ、一面銀行側ニ於テハ山間僻地ニ至ル迄ポストアーヲ揭示シ、預金取扱所ヲ設ケ、又ハ集金ヲナシ或ハ景品、記念品ヲ贈与スル等所有手段方法ヲ講シ、各銀行共勸誘員ヲ派シテ競争的ニ之カ吸収ニ努メツ、アリ、尚利率モ到底郵便貯金ノ比ニ非ルヲ以テ、或ル程度迄去リテ是等銀行ニ預替

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

スルニ至ルハ勢ヒ免レサル所ニシテ、殊ニ高額預金ノ吸収セララルル傾向アルガ如シ

この史料から、(一)貯蓄銀行法施行など政府の政策による銀行経営の健全化、(二)郵便貯金利子の低さ、(三)定期積金における集金制度が郵便貯金に存在しないこと、が郵便貯金が貯蓄銀行をはじめとする銀行預金に圧迫されていた原因であったことがわかる。しかし、たとえ(一)の要因が存在したとしても、(二)、(三)の点で積極的な改善が図られるならば、郵便貯金の減退はくいとめられる筈である。

事実、通信省貯金局は一九二五年五月に大蔵省に「郵便貯金増進対策」⁽²⁴⁾を提出し、「利子引上」「利子計算方法ノ改正（月掛貯金制度ノ創始）」などの方策をとることの同意を大蔵省に求めた。

郵便貯金利子は一九一五年以来四・八％に据え置かれたままで、一九二五年当時、東京組合銀行の定期預金利率（甲種）の六・〇％に較べて名目金利で一・二％の開きがあった（第二図）。しかも、預入・払戻の両月とも利子をつけない両落の利子計算方法をとっていたため、実質利率はわずか三・九％にすぎなかったのである。⁽²⁵⁾大蔵省は利子引上に関して反対の意志を表明した。大蔵省預金部運用課の「郵便貯金増進対策（貯金局立案）」ニ対スル意見⁽²⁶⁾（一九二五年六月）は次のように述べている。

利子引上ノ貯金奨励上有効ナルコトハ勿論ナルモ、銀行預金利子トノ関係、預金部資金融通利率トノ関係、其ノ他ニ亘リ慎重ノ攻究ヲ要シ、容易ニ賛同スルコトヲ得ス

第五十回帝国議會ニ於テモ大蔵大臣利子引上ノ意志ナシト明言セル所ナリ 其ノ後金融次第二緩和ノ傾向ヲ帯ビ、日本銀行金利モ引下ケラル、ニ至リタル今日郵便貯金利子ヲ引上グルコトハ不可ナリト云ハザル可ラス、依テ本案ニハ反対ナリ
利子計算方法の改正による実質金利の引上げは実施（一九二七年七月十六日）され、預入の月には利子をつける

片落制度になった。しかし、この改正に際しても、逓信省貯金局で作成した三種の利子計算方法改善案のうち、実質利子上昇幅が最小の案（十六日以降に預入された貯金にはその月の利子はつけない）が採用されたことは注目に値する。⁽²⁷⁾

更に、貯蓄銀行の定期積金に相当する月掛郵便貯金制度が開始された（一九二七年二月）。しかし、この制度は貯蓄銀行との競合を避けるために市制施行地および東京市隣接町には実施されず、利率も貯蓄銀行平均利率以下の五・〇四%とした。⁽²⁸⁾

以上、貯蓄銀行と郵便貯金との関係について見れば、大蔵省が民間貯蓄機関を優先させる方針を貫いていることが判明する。日清・日露戦後の郵便貯金の積極的拡大策とは大きな相違である。かかる相違が生じた原因を、前に述べた国営貯蓄機関優位論の論拠と重ねて論ずるならば、貯蓄銀行法が成立し、貯蓄銀行の集中も進んで健全な大衆貯蓄取扱機関となったことと、特殊銀行・会社に対する放漫な貸付を整理する方向で預金部改造が行なわれ、資金需要が減少したことをその原因として挙げることできよう。

次に、郵便貯金と産業組合との関係をとりあげたい。前にあげた逓信省貯金局「郵便貯金減退ノ原因ニ就テ」の中で、「銀行ノ預金吸収」と並んで「産業組合ノ普及発達」が原因としてあげられている。

産業組合ハ近時各府県共著シキ発達ヲ遂ゲツ、アリ、之ハ (1) 地方ニ於ケル有力者ヲ網羅シテ経営ノ任ニ当ラシメ (2) 然モ地方庁側ノ有力ナル後援アリ (3) 且ツ預金利子モ七分乃至八分五厘位ノ高利子ヲ附シ (4) 集金制度ヲ設ケテ預金上ノ便利ヲ計リ (5) 一面其ノ資金及預金ハ其ノ地方ノ産業資金ニ融通セラルル等ノ利便アル為之ヲ利用スル者多ク、又相当額ニ達シタル郵便貯金ヲ引出シテ組合ノ資金ニ充當シ、若クハ組合ノ預金ニ預替フル者モ頗ル多ク、殊ニ或ル地方ニ於テハ村

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

是トシテ青年団、婦人会、戸主会等ノ會員ヲシテ組合ニ毎日一定ノ預金ヲ為スコトヲ協約セル村落モアリ、甚タシキニ至ツテハ、岡山県下ニ於テ郵便貯金制度ヲ非難シテ産業組合ノ勸奨ヲ為シタル為優良ナル郵便貯金組合ノ相次キ解散セラレテ其ノ貯金カ産業組合ニ吸収セラレタル実例サヘアリ、尚今次ノ勸奨奨励運動ニ就テモ預金ハ産業組合ニ為スコトヲ奨励シツ、アル地方モアリテ、之ガ為郵便貯金ノ蒙ル打撃ハ甚大ニシテ、亦郵便貯金減退ノ一大原因ヲナスモノト認めラル産業組合ヘ貯金が集中するのは利率が高かつたせいもあるが、より重要な問題は郵便貯金が中央の預金部で運用され、ごく一部分しか低利資金として地方に還元されなかつたことである。今掲げた文書は、最後に「制度上ノ不備欠陥」と題して、郵便貯金制度の側の問題点を指摘しているなかで、「資金中央集中ノ弊」の項には次のように書かれている。

郵便貯金ハ大蔵省預金部ヨリ低利資金トシテ地方ニ貸出ノ方法アリト雖モ、其ノ範圍狭ク、結局中央ニ集中スルニ過キサ
ル觀アリ、地方ニ於テハ之カ利用ノ便ヲ得ルコト尠ク、産業組合等地方ヨリ集メテ地方ニ散スルモノニ比シ勸誘上不利益
ノ地位ニアリ、殊ニ近來之カ運用方法ニ関シ新聞雜誌ニ於テ頻リニ論難セララル結果、地方有識者及地方当局ハ之ガ奨励
ヲ躊躇スルモノアリ

第一次大戦以降、農民の小商品生産者としての成長がすすみ、小作争議が頻発する情勢にあつては、もはや村落共同体秩序を利用しての一方的な中央への預金吸収は実行不可能となつた。一九二三年に「国民精神作興ニ関スル詔書」が煥発され、それを実行に移すべく貯蓄奨励中央委員会が設置されても、実質的な効果⁽²⁹⁾を収めることができなかつたのはそのためである。かくして、日清・日露戦後の国営貯蓄機関優位論の第三の論拠は失なわれた。

註

(1) 白井規矩稚氏は「民間の中小貯蓄機関から国営貯蓄機関の方向への資金の集中」を論証するために、郵便貯金の発

達を示した表を掲げているが、この表では一九二〇年から一九三六年までの年度が欠落している（白井、前掲書、一四一頁）。

(2) 逋信省貯金局『六十年間に於ける郵便貯金経済史観』（一九三五年）〔郵政省編『郵政百年史資料』第十五卷所収〕四四頁。——以下『郵便貯金経済史観』と略す。

(3) 「郵便貯金の減退と新貯蓄法」『銀行通信録』一四三号（一九二七年一〇月）一四〇頁。

(4) 志村嘉一「金融市場における預金部資金とその意義について」『金融経済』六三号（一九六〇年八月）、斎藤仁「預金部制度の開設」「預金部の多面的活動と改造」（渡辺佐平・北原道貫編『現代日本産業発達史・銀行』（一九六六年）所収）。

(5) 前掲『明治期日本特殊金融立法史』四八八～四八九、五一九～五二二頁。

(6) 大内力『日本経済論』上（一九六二年）に代表される見解。

(7) 前掲『郵便貯金経済史観』五八頁。

(8) 「郵便貯金利子割合改正ノ件」〔閣議請議〕（明治三十七年七月十八日）（前掲『郵政百年史資料』第五卷九二頁所収）。

(9) 割増金制は一九四二年に至ってはじめて設けられた（前掲『郵便為替貯金事業八十年史』一四一～一四三頁）。

(10) 詳しくは前掲『明治期特殊金融立法史』五一七～五四三頁を見よ。

(11) 前掲『郵便貯金為替事業八十年史』三九二～四〇〇頁、前掲、山口修『郵便貯金の一〇〇年』九八～一〇四頁参照。

(12) 滝沢直七『稿本日本金融史論』（一九二二年）七八一頁。

(13) 地方改良運動については、宮地正人『日露戦後政治史の研究』（一九七三年）第一章「地方改良運動の論理と展開」、賀川隆行「地方改良運動の社会的基盤」『歴史学研究』四〇八号（一九七四年五月）参照。

貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄銀行の形成（上）

貯蓄銀行法の成立と独自の貯蓄銀行の形成(上)

(14) 官地、前掲書、一九頁。

(15) この訓示は、「宜シク尚一層ノ奨励ヲ加ヘ、以テ愈々各人勤勞ノ風ヲ興シ、更ニ生産ノ増加ヲ促ガスハ洵ニ刻下ノ急務タリ。而カモ其辛苦ニ成リタル余資ニシテ、徒ラニ之ヲ費消シ、敢テ増進運用ノ法ヲ講ゼサルガ如キハ、民衆ノ進歩ヲ期スル所以ニアラズ。又箇々各人ノ手ニ散在スル零細ノ資モ尚多ク之ヲ蓄積シテ、汎ク活用ノ途ヲ開カンカ、優ニ一般ノ生産ヲ進ムルコトヲ得ベシ」と述べている(大蔵省編『明治大正財政史』第一六卷(一九五七年)五五一頁)。

(16) 「第一回修正大蔵省預金法」(明治四十四年十月)『勝田文書』〔大蔵省蔵〕第九冊。

(17) 規約貯金の方法が有効であることについて、通信・大蔵・内務三次官連名で出した「勤儉貯蓄奨励ニ関スル通牒」(明治四十二年五月)『勝田文書』第六七冊所収は、次のように述べている。

貯金奨励ノ方途一ナラザルモ、多数共同シテ組合規約ヲ設ケ、郵便官署ヲ介シテ規約貯金ヲ実行ヤシムルハ、既往ノ経験ニ徴シ其効果最モ多大ナリトス。依テ、別紙ニ規約貯金組合準則ヲ添付セルヲ以テ、各管下ノ実情ニ照ラシテ、之ヲ取捨斟酌シ、各地便宜ニ応ジテ組合ヲ設立セシメ、共同制裁ノ下ニ業務ヲ励マシ、且余業ニ努メ、以テ貯金ノ資源ヲ得セシムルハ勿論、冗費ヲ除キ、奢侈ヲ誡メ、地方ニ散逸セル零碎ナル資金ノ回収ヲ図リ、規約貯金ノ実行ヲ期セラルベキコト。

(18) 『勝田文書』第六七冊所収。大蔵省の野紙に書かれ、「森」の印が押してあるが、これは理財局銀行課長森俊六郎であろう。

(19) 「預金規則改正ニ関スル調書類」(明治四十四年九月十五日会議)『勝田文書』第九冊。

(20) 一九一七年五月と一九一八年十一月の二度に亘って、内務、大蔵、通信、農商務四大臣連署の貯蓄奨励の訓示が発せられ、大蔵省臨時調査局金融部に於ては貯蓄吸取方法が種々検討された(前掲『明治大正財政史』第一六卷五五三

五五六頁。

- (21) 前掲『郵便貯金經濟史觀』七二～七三頁。
- (22) 「貯蓄銀行の運命如何」『東京經濟雜誌』二〇九七号（一九二二年十二月）一三二二頁。
- (23) 『昭和財政史資料』第五号第四〇冊所収。
- (24) 同右史料所収。
- (25) 前掲「郵便貯金増進対策」。
- (26) 『昭和財政史資料』第五号第四〇冊所収。
- (27) 逓信省貯金局「利子計算方法改正案」（大正十五年七月）『昭和財政史資料』第五号第四〇冊。
- (28) 逓信省貯金局「月掛貯金制度反對論ニ対スル意見」（大正十五年九月）『昭和財政史資料』第五号第四〇冊。
- (29) 前掲『明治大正財政史』第一六卷五六〇～五六二頁，前掲『郵便為替貯金事業八十年史』三七九～三八〇頁。